

鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例

平成20年3月24日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、寄附を通して、市民、企業、鶴ヶ島出身者等の意向を反映した政策を実施することにより、さまざまな人々の参加による個性豊かで活力のあるまちづくりとふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的のため、市に対して寄附を行う者(以下「寄附者」という。)の意向を反映するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 未来を担う子どもたちを応援する事業
- (2) 地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業
- (3) 身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業
- (4) 文化・芸術活動を振興するための事業
- (5) 活力に満ちたまちづくりのための事業

(事業の指定等)

第3条 寄附者は、寄附を行う際に、前条各号に掲げる事業のうちから当該寄附金をその財源に充てて実施する事業を指定するものとする。

2 市長は、寄附者が前項の規定による事業の指定を行わなかったときは、その指定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、当該寄附者に対して、その旨を報告するものとする。

(基金の設置)

第4条 第2条各号に掲げる事業の財源(以下「事業の財源」という。)に充てるための寄附金を適正に管理するため、鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附者への配慮)

第5条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他の基金の運用に当たっては、寄附

者の意向が反映されるよう十分に配慮するものとする。

(積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、事業の財源に充てるための寄附金の額とする。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第8条 基金の管理から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第9条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度の終了後3月以内に、この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。